

風力発電届出対象行為・景観形成基準(洋上風力促進区域等指定都道府県・市町村)

| | 秋田県 | 秋田県秋田市 | 青森県 | 青森県外ヶ浜市 | 青森県青森市 | 青森県むつ市 | 山形県 | 新潟県 | 佐賀県唐津市 | 長崎県 | 長崎県五島市 |
|----------------|---|--|--|--|--|---|---|--|---|---|---|
| 風力又は洋上風力の記載の有無 | × | × | × | ○ | × | × | ○ | ○ | × | × | ○ |
| 届出対象行為 | <p>さく、塀、擁壁等・・・高さ3mを超えるもの</p> <p>煙突、記念碑等(屋外広告物を除く)、遊戯施設、プラント類、汚水処理施設等・・・高さ13mを超えるもの</p> <p>電波塔等(屋外広告物を除く)、柱類(屋外広告物を除く)・・・高さ30mを超えるもの</p> <p>※対象地域：高速自動車国道、一般国道若しくは県道又は旅客鉄道線路の境界線から200m以内の沿道・沿線地域</p> | <p>①門その他これに類するもの</p> <p>②塀、擁壁、さく、金網その他これらに類するもの</p> <p>③煙突、排気塔、冷却塔、アンテナその他これらに類するもの</p> <p>④電柱の用に供する柱以外の柱であって、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>⑤装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>⑥高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>⑦製造施設、貯蔵施設、粉碎施設、処理施設、遊戯施設その他これらに類するもの</p> <p>⑧前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの</p> <p>◆高さが10mを超えるもの(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては地盤面から当該工作物の上端までの高さとする。また、改造により新たに高さが10mを超えることとなる場合を含む。)</p> <p>*色彩の塗り直しであっても外観の変更を伴う場合は、届出の対象</p> | <p>イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物(工に規定する支持物に該当するものを除く。)</p> <p>高さが13メートル</p> | <p>イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、風力発電施設その他これらに類する工作物(工に規定する支持物に該当するものを除く。)</p> <p>高さが13mを超えるもの。</p> <p>※太陽光(土地に自立したもの)：事業の敷地面積が300㎡(約90坪)を超えるもの</p> | <p>②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類する工作物(④の支持物を除く。)</p> <p>高さが13mを超えるもの</p> | <p>②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物(④に規定する支持物に該当するものを除く)</p> | <p>その他の工作物</p> <p>高さ13m、1,000m</p> <p>※リーフレット内に記載あり(太陽光・風力は「その他の工作物」に含める)</p> | <p>・築造面積1,000㎡を超えるもの</p> <p>・高さ15mを超えるもの</p> | <p>重点地区については全ての規模が届出対象行為</p> | <p>3工作物の新築、増築、改築若しくは移転</p> <p>高さ15mを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの</p> | <p>【陸上風力】地上から施設の最高点が13m</p> <p>【洋上風力】全て</p> |
| 景観形成基準等 | <p>【参考：届出のあらし(届出行為景観保全基準)】</p> <p>建築物及び工作物は、景観を構成する大きな要素であるため、これらの本来の機能を損なわない範囲で、景観保全に努めるべきである。そのような観点に立って、色彩や素材は周辺の景観に調和するものとする。</p> <p>周辺の景観になじみにくい工作物は、敷地の周囲を遮へいすること。また、全体の印象を緩和するためこれらの敷地の緑化に努めるとともに、そのためのオープンスペースを確保できる位置とすること。特に、背後に優れた景観がある所ではその景観を遮らない位置とすること</p> | <p>【共通事項】</p> <p>配置・規模：建築物に設置する工作物は、周辺に与える突出感、違和感、圧迫感を軽減する。</p> <p>意匠・形態：意匠・形態が周辺の景観と調和するようデザインする。</p> <p>色彩・素材：周辺環境と調和する色彩・素材にする。</p> <p>外構・緑化：敷地内は緑化する。</p> | <p>基本は配慮事項</p> | <p>【共通事項】</p> <p>・重点地区内の視点場からの眺望※1を阻害しない高さとする。</p> <p>【重点地区】</p> <p>・視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の4/5以上の面積に推奨色※2を用いるよう努めること。なお、外壁の1/5未満の面積についても、純色※3を用いることはできない。</p> <p>※1「視点場からの眺望」とは、本景観計画に定める特定の視点場から特定の方向への眺めを指します。視点場1、3の視野範囲は、主対象方向を中心とする60°(左右30°ずつ)の視野範囲とし、視点場2の視野範囲は全方位とします。</p> <p>基本的には配慮事項のみ「配慮すること」「努めること」</p> | <p>基本は配慮事項</p> | <p>基本は配慮事項</p> | <p>基本は配慮事項</p> | <p>基本は配慮事項</p> | <p>必ず守る基準と推奨基準に分けて記載</p> <p>※必ず守る基準については色彩の内容のみとなっている</p> | <p>基本は配慮事項</p> | <p>景観形成基準等については再度HP確認</p> |
| 備考 | <p>景観法施行前に制定した条例(秋田県の景観を守る条例(H5.3~))があるため、景観計画を策定していない?</p> <p>→対象地域が沿道・沿線地域に限定されているため、洋上は対象外?</p> | | | <p>重点地区内での視点場と方向、状況等を景観計画内で記載</p> <p>重点地区は世界遺産関係</p> | <p>重点地区は世界遺産関係</p> | <p>むつ市風力発電施設等設置に関するガイドライン</p> <p>※発電規模が1基当たり1kW以上の施設</p> | | <p>海域は県の景観計画区域に含まれないため、洋上風力は届出対象外(新潟県の届出に関するQ&A)</p> | <p>区域全域が重点区域という扱い?(3箇所)</p> | | <p>汀線から1kmの範囲並びに両海域を結ぶ海域の公有水面を含む海域を景観計画区域に含めている?</p> <p>(久賀島・奈留島北西部周辺海域景観計画区域)</p> <p>→久我島が世界文化遺産</p> |